平成２２年（フ）第１４８号
愛媛県西条市大町389番地１
債務者　香川　幸一
１　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１４９号
愛媛県西条市大町389番地１
債務者　香川　鈴惠
１　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４２号
宮崎県日南市中央通１丁目２番地19　蘭コーポラス301号
債務者　牛島　正弘
１　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
宮崎県日向市原町３丁目２番４号
債務者　黒木　恵太
１　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２０９号
長野市信州新町山上条3070番地
債務者　新井みどり
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
長野県中野市大字岩船460番地９
債務者　小林　誠和
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
長野市大字風間1100番地262
債務者　穂苅　直美
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
長野県須坂市大字小河原376－５レオパレスエバーグリーン202、住民票上の住所長野県上水内郡信濃町大字柏原3433番地の８
債務者　石川　正俊
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
長野市大字柳原1793番地、前住所長野市大字北堀621番地３
債務者　横川　豊子
１　決定年月日時　平成22年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
兵庫県宝塚市安倉西３丁目443番地の１201、前住所神奈川県秦野市平沢1082番地の１　ピュアハイツ101号
債務者　芝辻　雄一
１　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３６０号
兵庫県川西市多田桜木２丁目12番５号301、前住所大阪府豊中市少路１丁目14番30―305号
債務者　村上　博之
１　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２５０号
奈良県桜井市大字西之宮214番地の14
債務者　和田美幸紀
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２７号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北２丁目２番５号
債務者　阪本　睦子
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４１３号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵63番地の５ラフォーレ中川Ａ―105号
債務者　吉良山尚美（旧姓吉武）
１　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
宮崎県都城市大岩田町6812番地
債務者　江口　　恵
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第６７号
兵庫県淡路市浦891番地
債務者　横山　朝世
１　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８３８号
神戸市兵庫区菊水町９丁目３番６号
債務者　岡　　龍彦
１　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部